

大和市告示第62号

大和市介護保険料減免取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市介護保険料減免取扱要綱の一部を改正する要綱

大和市介護保険料減免取扱要綱（平成21年大和市告示第110号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市介護保険料減免等取扱要綱

第1条中「減免」という。）」の次に「及び徴収猶予（以下「徴収猶予」という。）」を加える。

第6条第1項中「承認しないときは」の次に「介護保険料減免不承認通知書により、」を加える。

第7条第1項第4号中「合計所得金額」の次に「（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。ただし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。）」を加える。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（準用）

第9条 第4条から第8条（第5条第1項第4号、第7条第2項及び第3項並びに第8条第4項を除く。）までの規定は、徴収猶予について準用する。この場合において、第4条第1項中「介護保険料減免申請書」とあるのは「介護保険料徴収猶予申請書」と、第5条第1項中「第12条第2項」とあるのは「第11条第2項」と、第6条第1項中「介護保険料減免承認通知書」とあるのは「介護保険料徴収猶予承認通知書」と、「介護保険料減免不承認通知書」とあるのは「介護保険料徴収猶予不承認通知書」と、第8条第1項中「介護保険料減免理由消滅届出書」とあるのは「介護保険料徴収猶予理由消滅届出書」と、同条第3項中「介護保険料減免取消通知書」とあるのは「介護保険料徴収猶予取消通知書」と読み替えるものとする。

別表中「第9条関係」を「第10条関係」に改め、同表第3号様式の項及び第4号様式の項を次のように改める。

第3号様式	介護保険料減免不承認通知書	第6条
第4号様式	介護保険料減免理由消滅届出書	第8条

別表に次のように加える。

第5号様式	介護保険料減免取消通知書	第8条
第6号様式	介護保険料徴収猶予申請書	第9条
第7号様式	介護保険料徴収猶予承認通知書	第9条
第8号様式	介護保険料徴収猶予不承認通知書	第9条
第9号様式	介護保険料徴収猶予理由消滅届出書	第9条
第10号様式	介護保険料徴収猶予取消通知書	第9条

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。